

新潟県立長岡屋内総合プール規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月30日

新潟県教育委員会

委員長 外 山 迪 子

新潟県教育委員会規則第4号

新潟県立長岡屋内総合プール規則の一部を改正する規則

新潟県立長岡屋内総合プール規則（平成17年新潟県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(使用料の免除) 第5条 条例第14条の規定により、次の各号に掲げる事由に該当すると認める場合は、それぞれ当該各号に掲げる使用料の全部を免除する。 (1) (略) (2) 県内に所在する幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校、中等教育学校、高等専門学校又は特別支援学校が教育課程に基づく教育活動（課外活動を除く。）のために使用する場合 (3)・(4) (略) 2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事由に該当すると認める場合は、それぞれ当該各号に掲げる使用料の2分の1に相当する額を免除する。 (1) 県内に所在する幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校、中等教育学校、高等専門学校又は特別支援学校が教育課程に基づく教育活動（課外活動に限る。）のために使用する場合 (2) (略) (3) 小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 又は高等学校により構成される学校体育を統括する団体が主催する事業のために使用する場合 (4)・(5) (略) 3・4 (略)	(使用料の免除) 第5条 条例第14条の規定により、次の各号に掲げる事由に該当すると認める場合は、それぞれ当該各号に掲げる使用料の全部を免除する。 (1) (略) (2) 県内に所在する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校又は特別支援学校が教育課程に基づく教育活動（課外活動を除く。）のために使用する場合 (3)・(4) (略) 2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事由に該当すると認める場合は、それぞれ当該各号に掲げる使用料の2分の1に相当する額を免除する。 (1) 県内に所在する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校又は特別支援学校が教育課程に基づく教育活動（課外活動に限る。）のために使用する場合 (2) (略) (3) 小学校、中学校又は高等学校により構成される学校体育を統括する団体が主催する事業のために使用する場合 (4)・(5) (略) 3・4 (略)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。